令和８年（フ）第６８５号
大阪府藤井寺市岡１丁目13番５号
債務者　奥村　成貴
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７０３号
堺市南区原山台１丁７番５―110号
債務者　土屋　智美
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７１１号
堺市美原区菩提20番地２　アスガルド108号
債務者　加藤光治郎
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７３５号
堺市中区福田603番地６―106号
債務者　平中　克典
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７８１号
堺市中区土師町５丁29番15号
債務者　真鍋みゆき
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７８７号
堺市西区津久野町１丁17番10―405号
債務者　津田　善雄
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７９１号
大阪府富田林市久野喜台２丁目１番102―205号
債務者　小田　健一
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８００号
大阪府富田林市錦ケ丘町６番１―502号
債務者　柳井　幸子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８０３号
堺市堺区向陵東町２丁８番４―301号
債務者　狩俣　唯珠
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８１４号
堺市北区東雲東町３丁６番20号　リンショウマンション303号
債務者　大田真紀子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５８号
岡山県真庭市久世2516番地６　ＶＩＳＴＡ久世405号、前住所岡山県倉敷市連島町鶴新田247番地９　ロイヤルマンション103
債務者　槇本泰弘
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第４７号
北海道室蘭市舟見町２丁目５番４号
債務者　佐藤　澄代（旧姓　奥野）
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第４８号
北海道室蘭市舟見町２丁目５番４号
債務者　奥野　勝美
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第４９号
北海道室蘭市舟見町２丁目５番４号
債務者　奥野　勝利
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第５０号
北海道室蘭市舟見町２丁目５番４号
債務者　奥野　優也
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第２０１号
岩手県八幡平市松尾27―118―５、住民票上の住所盛岡市安倍館町１番１―403号
債務者　芳賀　良之
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１３６号
群馬県太田市下田島町1562番地18
債務者　松村　昌二
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第２６４号
静岡県沼津市東椎路1255番地の２
債務者　田村　　徹
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係